

一般社団法人苫小牧青年会議所 総会、理事会運営規則

第1章 総 則

- 第 1 条 定款第 5 1 条に基づき、社団法人苫小牧青年会議所総会、理事会運営規則を定める。
- 2 本規定は、総会および理事会における会議の運営に関し、円滑に議事を進行させることを目的とする。
- 第 2 条 本規則は、国際青年会議所が採用するロバート議事法に原則として基づく。

第2章 招 集

- 第 3 条 総会の招集は、定款第 2 6 条第 3 項どおり定時、臨時総会に区別なく招集しなければならない。
- 第 4 条 理事会の招集は、定款第 3 5 条の規定どおりとする。ただし定例理事会については、年当初において定めたる、「年間予定表」の承認をもって、招集とみなす。
- 第 5 条 理事会において、招集を受けた者は、当日の理事会開催 3 時間前までに出席、欠席、遅刻報告を専務理事にしなければならない。

第3章 会 議

- 第 6 条 総会の議長は、定款第 2 7 条のとおりとし、理事長はこれを指名しない。
- 第 7 条 理事会の議長は、定款第 3 6 条のとおりにする。
- 2 理事長は、理事長が議長をしない場合に議長となる理事を年当初に序列を定めて 3 名指名しなければならない。
- 第 8 条 総会の定足数は、定款第 2 9 条に基づく。
- 第 9 条 理事会の定足数は、定款第 3 7 条に基づく。
- 第 1 0 条 会議の開会時刻より、相当の時間を経てもなお定足数に達しない場合は、総会においては理事長が、理事会においては議長が、開始時間の遅延または流会を宣言することができる。
- 2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあるときは、議長は休憩又は流会を宣告することができる。
- 第 1 1 条 議長は、会議の秩序を維持し、本規則に定めるほか次のことを行う。
- (1) 開会の宣言
 - (2) 会議の成立の宣言
 - (3) 議事日程の宣言
 - (4) 議事録作成人の指名
 - (5) 議事録署名人の指名
 - (6) 前回理事会議事録の承認
 - (7) 閉会の宣言

第4章 議事日程

- 第12条 議長は、会議時に議事日程および会議に関する資料を出席者に配布または呈示しなければならない。
- 第13条 議長が必要であると認めるとき、または、その会議に議案を提出する権利を有する構成者から動議が提出されたときは、会議の議を経て、議事日程の順序を変更したり、他の議題を追加することができる。
- 第14条 議長は、予定時間内に議事日程に記載した議題の順序が未了の場合は、会議出席者の議を経て会議時間の延長をすることができる。なお、審議に至らなかった議題については、あらためて議事日程を定めたときは、その議題を最優先しなければならない。

第5章 議題および動議

- 第15条 会議の議案提出権者は、その会議において議題を提出する権利を有すると同時に議決権を有するその会議の構成者でなければならない。
- 第16条 理事会の議案提出権者は議案を提出するとき開催予定日の1週間前までに理事長に文書をもって提出しなければならない。ただし緊急とみなされた場合はこの限りではない。
- 2 議案は以下の回数を基本として会議を行う。ただし、やむを得ず持ち越しの場合は回数を超えて会議を行う。
- (1) 各方針案、例会及び事業案、総会決議案は協議1回、審議1回とする。
- (2) 例会と事業の報告及び決算案は審議1回とする。
- (3) やむを得ず急を要する議案は審議1回とする。その判断は三役会において理事長、副理事長、専務理事の全員が一致した場合に適用される。
- 第17条 理事会において同一議題で議決された事項を次回以降の理事会において、議題として取り上げることを妨げない。
- 2 同一議事で議決された事項は、いかなる理由があろうとも再度同日の会議に議題として取り上げることができない。
- 第18条 動議は、会議において、他に1人以上のその会議の議決権を有する出席構成者の賛成がなければならない。
- 第19条 動議は、会議において、賛成支持されない前は取り下げることができる。

第6章 議 事

- 第20条 議案を会議に付するときは、議長にその旨宣告する。
- 第21条 議案提出者は、提案主旨を記載した文書を資料として配布し、説明しなければならない。

第7章 発 言

- 第22条 発言はすべて議長の許可を得なければならない。議長の許可のない発言は討議の対象にならない。
- 第23条 発言しようとする者は挙手をして、議長の許可を得て発言しなければならない。
- 第24条 2人以上挙手をして、発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認めた者を指名する。
- 第25条 発言はすべて、簡明を旨とし、議案の範囲を越えてはならない。
- 第26条 議案提出者は、会議において議案の詳細な説明をあらかじめ自分以外の者にさせようとする場合には、議長の許可を得、その旨をその議案の審議に入ったら直ちに申し述べ、その者を紹介し発言させるものとする。また、この者を指名して質問のあった場合は、議長は速やかにこの者に答弁させなければならない。
- 第27条 議長は、発言がその品位を傷つけ又は、議事妨害であると認めるときは注意し、なお、従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 第28条 発言は原則として1議題に1人2回5分以内を目処として行う。ただし、議事進行上、その適用は議長の判断とし、回数、時間等を議長により制限されることがある。

第8章 議 決

- 第29条 議長は、議決をするときはその旨を告げる。
- 第30条 議決は次の方法により、もっとも相応しい方法を、会議構成者の多数で決する。
- (1) 口 頭
 - (2) 拍 手
 - (3) 挙 手
 - (4) 起 立
 - (5) 記名投票
 - (6) 無記名投票
- 第31条 議決は否決案について行い、次に修正案、原案を後にする。修正案が多い場合は、原案に最も遠いものより議決する。
- 第32条 議決は、賛成をとり、次に反対をとる。棄権はこれを認めない。
※棄権により理事定足数が満たない場合があるため。

第9章 議 事 録

- 第33条 議事録は議長から指名された会員により、議事に関し、正確に記載されなければならない。また事務局は、作成した議事録を議長および議事録署名人に呈示、確認のうえ署名捺印を得なければならない。
- 第34条 議事録は、いかなる理由があろうとも、理事会の承認なくして内容を変えることはできず、あくまでも事実の内容に反する誤文、誤字の訂正にとどめなければならない。

第35条 議事録は、会議開催後、次回理事会の3日前迄に作成し、議長および議事録署名人に署名、捺印を受けなければならない。ただし、最終理事会、臨時理事会の議事録は、会議から10日以内に作製し、議長および議事録署名人に署名、捺印を受けなければならない。

第36条 前条にて作成された議事録は、会議構成者に次回理事会の3日前迄に閲覧できる状態にしなければならない。ただし、最終理事会及び臨時理事会は、会議から10日以内とする。

第10章 傍 聴

第37条 会議を傍聴しようとするものは、会員にして、議長の許可を得なければならない。会員とは正会員、特別会員を指す。

第38条 傍聴者は、会議の開会中は会議における討議に対し、賛否を表明したり発言したりして議事を妨害するような言動をしてはならない。なお、傍聴者が議事の進行を妨害した場合は、議長は、その者を退場させることができる。

附則

本規則は、一般社団法人苫小牧青年会議所の設立の登記の日より施行する。